# 国際協力及び事故原因等の調査・検証に関する ロードマップの進捗状況

平成23年7月19日原子力災害対策本部事務局

#### 1. 国際協力

#### (専門家受入、資機材提供)

- 事故発生後から、これまで米国、フランス、ロシア、韓国、中国及び 英国の専門家が来日し、日本政府関係機関及び東京電力と意見交 換を行ってきた。日本は、これらの専門家から、特に原子炉や使用 済燃料プールの安定化、放射性物質の拡散防止、放射性滞留水へ の対応等について多くの助言を得ており、現在も引き続き協力を進 めている。
- ・ 事態の安定化、住民支援等のために各国から提供された物資の配 達や受入先の調整が引き続き行われた。

## (国際通報の強化)

・ 放射性物質の排出・管理に関するものを含め、諸外国や国際機関、外国メディア等への情報提供は、関係府省が協力して適切に実施。

## 2. 事故原因等の調査・検証

# (IAEAによる調査、IAEA閣僚会議)

・ 5/24~6/2にIAEA調査団が来日。IAEA調査団は、日本からの情報提供や事態収束に向けた現場での作業を評価する一方、津

波の危険性が過小評価されていたこと、規制要件および指針を、東 日本大震災とそれがもたらした津波の影響とデータを反映して更新 すべきこと等を内容とする報告書をとりまとめた。

- ・ 現時点における事故原因分析、これまでの対処等の事実関係、教 訓及び対策を原子力災害対策本部が報告書にとりまとめ、6/7にI AEAに提出。
- 6/20~24に開催された原子力安全に関するIAEA閣僚会議において、事故の状況と我が国の対処について、国際社会に対して包括的に説明し、今後の原子力安全に対する国際的な取組の基礎を提供することができた。

## (事故原因等の調査、検証)

- ・ 事故の原因及び当該事故による被害の原因を究明するための調査・検証を行い、もって当該事故による被害の拡大防止及び同種事故の再発防止等に関する政策提言を行うことを目的として、「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」を開催することが、5/24の閣議において決定された。なお、当該委員会は、内閣官房にて庶務が処理されるが、委員会は各行政機関等からは独立した位置付けとされている。
- 年内の中間取りまとめに向け、6/7に、第一回委員会が開催され、原子力安全・保安院が事故の状況についての説明を行ったほか、資源エネルギー庁及び原子力安全・保安院等において、資料提出の要求に対応するなど、事故原因究明等に積極的に協力を行っているところ。